

第 62 号議案 令和 7 年 3 月 31 日以前に給与事由の生じた扶助料及び遺族年金の年額の改定に関する条例

＜目 次＞	ページ
1 制定する条例	P 2
2 背景	P 2
3 制定の理由	P 2
4 条例（案）の内容	P 3
5 受給者の状況	P 3

総 務 部

令和 7 年 6 月

1 制定する条例

令和7年3月31日以前に給与事由の生じた扶助料及び遺族年金の年額の改定に関する条例

2 背景

- 地方公務員等共済組合法施行日の前日である昭和37年11月30日以前に長崎市を退職した職員の遺族に対しては、旧長崎市給与金条例（大正14年長崎市条例第3号）又は長崎市職員退職年金条例（昭和31年長崎市条例第3号）の規定に基づき、扶助料又は遺族年金（以下「扶助料等」という。）を支給している。
- 扶助料等の年額については、これまで恩給年額の改定に準じて、その都度条例を制定して改定を行っている。
- 今回、「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令」（以下「改正政令」という。）が令和7年3月28日に公布し、同年4月1日に施行され、恩給年額が引き上げられたことから、本市においても同様の措置を講じるもの。（現在の受給者は、扶助料1名と遺族年金1名の2名）
- 昭和37年12月1日以降に退職した職員及びその遺族に対しては、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、現在は、長崎県市町村職員共済組合から支給されている。

長崎市職員の退職年金制度

区 分	条例等	種 類	内 容
昭和31年3月31日以前	旧長崎市給与金条例	扶助料	在職期間が10年以上で退職した職員の遺族に支給される年金
昭和31年4月1日から 昭和37年11月30日まで	長崎市職員退職年金条例	遺族年金	在職期間が15年以上で退職した職員の遺族に支給される年金
昭和37年12月1日以降	地方公務員等共済組合法 （昭和37年12月1日施行）	現在は、長崎県市町村職員共済組合に加入	

3 制定の理由

改正政令が令和7年4月1日に施行されたことにより、普通恩給及び扶助料の年額、最低保障の年額並びに寡婦加算の額が引き上げられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じるため、条例を制定しようとするもの。

4 条例（案）の内容

区 分		摘 要		
第 1 条	扶助料等の年額の改定	令和7年3月31日現在の受給者の扶助料等の計算の基礎となっている給料年額を一律1.9%引上げ、仮定給料年額とするもの。		
		年額の計算の基礎となっている給料年額①	仮定給料年額②	引上げ額②-①
		3,484,600 円	3,552,500 円	67,900 円
		4,886,500 円	4,981,600 円	95,100 円
第 2 条	扶助料等の年額の改定の場合の端数計算	50 円未満は切り捨て、50 円以上 100 円未満は 100 円に切り上げとするもの。（従前どおり）		
第 3 条	扶助料等の年額の特例	区 分	改定前①	改定後②
		最低保障額	813,400 円	829,200 円
第 4 条	扶助料の年額に係る加算の特例	区 分	改定前①	改定後②
		寡婦加算の額（60 歳以上）	156,000 円	159,000 円
		寡婦加算の調整に関する基準額	820,000 円	830,000 円
第 5 条	職権改定	扶助料等の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行うもの。（従前どおり）		
附 則	施行期日	公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。 （支給は年 4 回、支給月の前 3 か月分を支給しており、改定後の 4 月分から 6 月分までは 7 月に支給する。）		

5 受給者の状況

令和7年4月1日現在

区分	受給者		年齢	改正前①	改正後②	引上げ額②-①
扶助料	遺族(妻)	1 人	94 歳	820,000 円	830,000 円	10,000 円
遺族年金	遺族(子)	1 人	83 歳	813,400 円	829,200 円	15,800 円
計	2 人			1,633,400 円	1,659,200 円	25,800 円

※ 1 受給者の扶助料等の年額は、退職した職員の在職年数と退職当時の給料から算定した仮定給料年額で計算し、その算出額が最低保障額に達しない場合には、最低保障額を支給している。（上記「遺族年金」の受給者に適用）

※ 2 算出した扶助料等の年額（最低保障額）に寡婦加算を加えた額が寡婦加算の調整に関する基準額を超えときは、当該基準額相当の額を支給している。（上記「扶助料」の受給者に適用）